

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
グループホーム ソレイユの家
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人シティウイングが開設するグループホーム ソレイユの家(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関わる事項を定め、(介護予防)認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、食事、排泄、入浴等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム ソレイユの家
- 2 所在地 東京都葛飾区東立石4-20-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者 11名以上
従事者は、介護計画に基づき、指定(介護予防)認知症対応型共同生

活介護を提供する。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の定員は18名とする。

共同生活住居 1階 9名

共同生活住居 2階 9名

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の状況を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の中で生活が送れることにより、達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行の緩和に努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおりとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法についての説明を行う。また、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者への身体的拘束は行なわない。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 利用料並びにその他の額は別紙1のとおりとする。
- 3 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容について説明を行ない、利用者又はその家族の同意を得る。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用にあたって留意事項)

第8条 利用者が共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、防災計画を作成し、避難訓練等を次のように行う。

(1) 防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者には介護リーダーを充てる。

(2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

(4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。

(6) 防火責任者は、従業員に対して、防災教育、消防訓練を実施する。

防災訓練 年1回

避難訓練 年1回

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、当該サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに、代理人、家族又は身元引受人に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、区市町村に報告すべき事故が発生した場合には、区市町村に連絡及び報告します。

(苦情の対応)

第12条 事業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第14条 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者等に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化の指針を整備する。

(3) 介護従事者その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第15条 就業規則の定めに基づき、事業所におけるハラスメント行為を禁止します。

- 2 ハラスメントは、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「出産・育児に関するハラスメント」、加えて法人事業の当該利用者及び家族関係者による職員への「カスタマーハラスメント」も含まれます。
- 3 当該利用者及び家族関係者による「カスタマーハラスメント」の場合、サービスの提供が事業所以外の場所である事もあり、その場合は「職場」として扱います。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) サービスの提供に当たって、その用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 従事者の質の向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人 シティウイングと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 改定

別紙 1

運営規程第 7 条に定める利用料並びにその他の費用は次のとおりとする

1. 介護保険に定める料金 (1 日につき)

区分	単位	サービス費	1 割	2 割	3 割
要支援 2	7 4 9	8,164 円	817 円	1,633 円	2,450 円
要介護 1	7 5 3	8,207 円	821 円	1,642 円	2,463 円
要介護 2	7 8 8	8,589 円	859 円	1,718 円	2,577 円
要介護 3	8 1 2	8,850 円	885 円	1,770 円	2,655 円
要介護 4	8 2 8	9,025 円	903 円	1,805 円	2,708 円
要介護 5	8 4 5	9,210 円	921 円	1,842 円	2,763 円

初期加算・・・入居した日から起算して 30 日以内の期間は、1 日につき 30 単位を加算。

2. 月額利用料

(1) 家賃	1 月	78,000 円 (日額 2,564 円)
(2) 共益費	1 月	13,000 円 (日額 427 円)
(3) 光熱水費	1 月	17,000 円 (日額 559 円)
(4) 食費	1 月	42,000 円 (日額 1,381 円)

3. 敷金 (家賃 2 ヶ月分) 156,000 円

退去時、原状回復費をご精算の上、残金を返金致します。

(生活保護受給者及び中国残留邦人等支援法支援給付受給者の場合)

1. 介護保険に定める料金 (30 日あたり)

上記と同じ

2. 月額利用料

(1) 家賃	1 月	53,700 円 (日額 1,765 円)
(2) 共益費	1 月	13,000 円 (日額 427 円)
(3) 光熱水費	1 月	17,000 円 (日額 559 円)
(4) 食費	1 月	42,000 円 (日額 1,381 円)

3. 敷金（家賃2ヶ月分） 107,400円

退去時、原状回復費をご精算の上、残金を返金致します。

※家賃・共益費は、入退去時において日割計算となります。光熱水費・食費は、入退去、外泊、ご入院時は日割計算となります。食費は、朝食・昼食・おやつ・夕食いずれかのサービスを利用された場合、日額のご利用料金が適用されます。